

中核市への移行について

1 中核市の趣旨

地方分権推進の観点から、「人口規模などが比較的大きな都市については、事務権限を強化し、より住民に身近な行政を実現する」ため、平成7年に新設された都市制度で、平成19年4月1日現在で35都市が中核市の指定を受けている。

2 中核市の要件

人口30万人以上。

高崎市は、平成18年の2度の合併により、人口339,932人（平成17年国勢調査）となり、中核市の要件を満たした。

3 中核市移行に伴う移譲事務

法令で中核市が取り扱うことと定められた事務が、法定移譲事務として県から一括して移譲される。

また、法定移譲事務と密接に関連する県独自の事務も任意移譲事務として移譲される場合があり、移譲事務全体の件数は約2,000件と想定される。

中核市の大きな特徴に保健所の設置があり、保健衛生行政に関する移譲事務が全体の約半数を占めている。

4 中核市移行に伴うメリット

保健、福祉、環境など市民生活に密着した分野の事務権限が大幅に移譲されるため、次のような項目でメリットが見込まれる。

(1) きめ細かなサービス

例：社会福祉審議会の設置ができるようになるため、地域に配慮した福祉のあり方が審議される。

(2) 迅速で効率的なサービス

例：身体障害者手帳交付までの処理期間の短縮、産業廃棄物の不法投棄などへの迅速な対応が可能となる。

(3) 特色あるまちづくり

例：屋外広告物の規制など個性豊かなまちづくりを推進することができる。

5 中核市への移行時期

中核市への移行時期は、移譲事務についての県との協議期間、国への手続き、保健所機能を有する施設の整備期間等を考慮し、平成23年4月1日とした。

6 中核市移行に向けた今後の課題

保健所設置を見据え、医師、獣医師などの専門職の確保や、職員の実務研修など。